

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

7-外1-1

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

令和8年6月12日

【会社名】

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
(Lloyds Banking Group plc)

【代表者の役職氏名】

ターム・イシューアンス・アンド・キャピタル・ストラクチャ
リング責任者
クリストファー・ミドルトン
(Kristofer Middleton, Head of Term Issuance and
Capital Structuring)

【本店の所在の場所】

連合王国EH1 1YZエディンバラ市ザ・マウンド
(The Mound, Edinburgh EH1 1YZ, UK)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 芦澤千尋

【代理人の住所又は所在地】

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー30階
アシャースト法律事務所・外国法共同事業

【電話番号】

03-5405-6200

【事務連絡者氏名】

弁護士 芦澤千尋
弁護士 高取千春
弁護士 須賀彩央里

【連絡場所】

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー30階
アシャースト法律事務所・外国法共同事業

【電話番号】

03-5405-6200

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】

社債

【今回の募集金額】

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
第14回期限前償還条項付円貨社債(2026) 462億円

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
第15回期限前償還条項付円貨社債(2026) 288億円

【発行登録書の内容】

提出日	令和7年12月4日
効力発生日	令和7年12月12日

有効期限	令和9年12月11日
発行登録番号	7-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし				
実績合計額		該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 7,500億円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

注：本「第1 募集要項」には、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が発行する予定の、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第14回期限前償還条項付円貨社債（2026）（以下「第14回期限前償還条項付円貨社債」という。）およびロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第15回期限前償還条項付円貨社債（2026）（以下「第15回期限前償還条項付円貨社債」という。）（以下「本社債」と総称し、本社債の社債権者を「本社債権者」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、＜第14回期限前償還条項付円貨社債＞および＜第15回期限前償還条項付円貨社債＞の見出しの下にそれぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第14回期限前償還条項付円貨社債＞および＜第15回期限前償還条項付円貨社債＞の見出しの下に記載された「本社債」および「共同主幹事会社」という用語は、それぞれの回号にかかる各用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの回号、それぞれの回号の社債権者、それぞれの回号の社債の要項およびそれぞれの回号にかかる財務代理人は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」および「財務代理人」と記載している。ただし、かかる表示は、それぞれの回号の社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、自らが保有するそれぞれの回号の社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

<第14回期限前償還条項付円貨社債>

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第14回期限前償還条項付円貨社債（2026）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	462億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	462億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（％）	年2.212％ 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（下記「利息支払の方法 - (3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年1回払いベースの年率から半年毎の年2回払いベースの年率に変換する。）および0.600％（年率）の合計値に改定される。 下記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年6月21日および12月21日	任意償還日	2029年6月21日 下記「償還の方法 - (4)」を参照のこと。

償還期限	2030年6月21日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2026年6月12日
払込期日	2026年6月22日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

< 第15回期限前償還条項付円貨社債 >

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第15回期限前償還条項付円貨社債(2026)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	288億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	288億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率 (%)	年2.690% 下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(下記「利息支払の方法-(3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年1回払いベースの年率から半年毎の年2回払いベースの年率に変換する。)および0.780%(年率)の合計値に改定される。 下記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年6月22日および12月22日	任意償還日	2031年6月22日 下記「償還の方法-(4)」を参照のこと。
償還期限	2032年6月22日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2026年6月12日
払込期日	2026年6月22日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

< 共通事項 >

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 本社債は、初回の利払日(下記「利息支払の方法」に定義する。)前までにユーロネクスト・ダブリンのグローバル・エクスチェンジ・マーケットに正式に上場され、取引が許可されることが企図されている。下記「摘要-12 連合王国における課税」を参照のこと。

振替機関

名 称	住 所
-----	-----

株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋兜町7番1号
-----------------------------------	-----------------

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に1回これを行う。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人(下記「財務代理人とその職務」に定義する。)がこれを行う。財務代理契約(下記「財務代理人とその職務」に定義する。)には、社債の要項に基づき必要な時は常に、発行会社は、財務代理人に対して、発行会社に代わってかかる公告を行うよう書面により請求すべき旨が定められる。

引受人

<第14回期限前償還条項付円貨社債>

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2026年6月12日に調印された元引受契約に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.150%に相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合計		46,200	

<第15回期限前償還条項付円貨社債>

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2026年6月12日に調印された元引受契約に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.250%に相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		28,800	

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2026年6月12日付の財務代理・利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人・発行代理人兼支払代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

< 第14回期限前償還条項付円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は2026年6月23日(その日を含む。)から満期日(下記「償還の方法 - (1)」に定義する。)(その日を含む。)までこれを付し、毎年6月21日および12月21日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。ただし、初回の利息は、2026年6月23日(その日を含む。)から2026年12月21日(その日を含む。)までの期間について2026年12月21日に支払う。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。
- (2) 2026年6月23日(その日を含む。)から任意償還日(下記「償還の方法 - (4)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の金額に対して年2.212%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの期間(以下「改定後利率適用期間」という。)中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の利率は、改定後利率決定日(以下に定義する。)における1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(以下に定義する。)(年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。)および0.600%(年率)の合計値(以下「改定後利率」という。)とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

$$2 \times [\sqrt{1 + TONATSR} - 1]$$

「TONA TSR」とは、改定後利率決定日における1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)をいう。

「1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)」とは、ベンチマーク管理者としてのFTSE International Limited(またはその承継管理者)(以下「FTSEインターナショナル」という。)によって提供され、東京時間午前10時30分頃にLSEG・スクリーン・ページのJPTSRTOA=RFTB Q(またはその承継ページ)(以下「LSEG・スクリーン・ページ」という。)において公表され、東京スワップレート(TONA参照)として知られる変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト(O/N)物レート(以下「TONA」という。)を参照する円金利スワップ取引(期間1年)の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)が、当初の公表から1時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてFTSEインターナショナルによって指定される再公表期限(もしあれば)のいずれか遅い方の時点または期限内に、FTSEインターナショナルによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

< 第15回期限前償還条項付円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は2026年6月23日(その日を含む。)から満期日(下記「償還の方法 - (1)」に定義する。)(その日を含む。)までこれを付し、毎年6月22日および12月22日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。
- (2) 2026年6月23日(その日を含む。)から任意償還日(下記「償還の方法 - (4)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の金額に対して年2.690%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)

までの期間（以下「改定後利率適用期間」という。）中（ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。）、本社債の利率は、改定後利率決定日（以下に定義する。）における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（以下に定義する。）（年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。）および0.780%（年率）の合計値（以下「改定後利率」という。）とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

$$2 \times [\sqrt{1 + \text{TONA TSR}} - 1]$$

「TONA TSR」とは、改定後利率決定日における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）をいう。

「1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）」とは、ベンチマーク管理者としてのFTSE International Limited（またはその承継管理者）（以下「FTSEインターナショナル」という。）によって提供され、東京時間午前10時30分頃にLSEG・スクリーン・ページのJPTSRTOA=RFTB Q（またはその承継ページ）（以下「LSEG・スクリーン・ページ」という。）において公表され、東京スワップレート（TONA参照）として知られる変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト（O/N）物レート（以下「TONA」という。）を参照する円金利スワップ取引（期間1年）の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、当初の公表から1時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてFTSEインターナショナルによって指定される再公表期限（もしあれば）のいずれか遅い方の時点または期限内に、FTSEインターナショナルによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

< 共通事項 >

- (b) 改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が公表されない場合またはその他利用不能な場合には、インデックス停止事由およびインデックス停止開始日（いずれも以下に定義する。）の双方が発生していない限り、改定後利率決定日において適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）がLSEG・スクリーン・ページに公表された直前の営業日における、東京時間午前10時30分頃に公表された当該1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。

「インデックス停止事由」とは、以下の各々の事由をいう。

- () 日本銀行（または承継管理者）がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本銀行（または承継管理者）による、またはそのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）
- () TONAの承継管理者がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、TONAの承継管理者に対する監督当局、日本銀行、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局またはTONAの承継管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する更なる承継管理者がいない場合に限る。）
- () FTSEインターナショナルが1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、FTSEインターナショナルによる、またはそのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

- () FTSEインターナショナルが1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、FTSEインターナショナルに対する監督当局、日本銀行、FTSEインターナショナルに対する管轄権を有する倒産手続当局、FTSEインターナショナルに対する管轄権を有する破綻処理当局またはFTSEインターナショナルに対して類似的倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。)

「インデックス停止開始日」とは、TONAおよび/または1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)ならびにインデックス停止事由に関して、TONAおよび/または1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)が、通常であれば提供されるはずであるにもかかわらず、提供されないこととなった最初の日をいう。

- (c) TONAがある営業日において提供されず、TONAに関してインデックス停止事由(当該事由中の()および/または()が発生している場合は除く。)およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合、下記「利息支払の方法 - (3)(d)」または「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用されない限り、かかる営業日およびその後の営業日について、インデックス停止開始日以後に到来する改定後利率決定日のための1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)は、FTSEインターナショナルが提供する、変動金利レグとして日本円推奨金利(以下に定義する。)を参照する円金利スワップ取引(期間1年)のミッド・スワップ・レートで、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)を代替するミッド・スワップ・レートとして指定、指名または推奨されるもの(以下「代替1年物日本円東京スワップレート」という。)とする。

「日本円推奨金利」とは、TONAの代替を推奨する目的で日本銀行が公式に承認または招集した委員会によってTONAの代替として推奨される金利(スプレッドおよび調整を含む。)(かかる金利は日本銀行または他の管理者によって作成され得る。)で、かかる金利の管理者によって提供され、またはかかる金利の管理者(または承継管理者)によって提供されない場合には認定配信者によって公表されるものをいう。

- (d) TONAに関してインデックス停止事由(当該事由中の()および/または()が発生している場合は除く。)およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合で、日本円推奨金利が存在するもののFTSEインターナショナルが改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に代替1年物日本円東京スワップレートを公表しない(または代替1年物日本円東京スワップレートが利用不能である)場合、下記「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用されない限り、改定後利率決定日における代替1年物日本円東京スワップレートは、直近に公表された代替1年物日本円東京スワップレートとする。

- (e) () 改定後利率決定日において、TONAに関してインデックス停止事由(当該事由中の()および/または()が発生している場合は除く。)およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合であるが、

(x) 日本円推奨金利が存在しない場合、もしくは

(y) 直近に公表された代替1年物日本円東京スワップレートが存在しない場合、もしくは

(z) 日本円推奨金利が存在するものの日本円推奨金利停止事由(以下に定義する。)がその後発生している場合、または

- () 1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)に関してインデックス停止事由およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合、

1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)は、()TONAに関してインデックス停止事由が発生していない場合はTONAを、()TONAに関してインデックス停止事由が発生しているものの、日本円推奨金利が存在しており、日本円推奨金利停止事由が発生していない場合は日本円推奨金利を、または()その他の場合は代替する日本円リスクフリーレートを、変動金利レグとして参照する円金利スワップ取引(期間1年)のミッド・スワップ・レートとする。かかるミッド・スワップ・レー

トは、承継金利決定代理人（以下に定める。）が、当該レートが代替レートとしての代表性がある
と考えるに十分なだけの国際債券市場取引および店頭デリバティブ取引の業界標準を含めた一切の
利用可能な情報を考慮のうえ、誠実に行為して決定する。また、承継金利決定代理人は、円金利ス
ワップ取引（期間1年）のミッド・スワップ・レートについての市場慣習に従うため、社債の要項
の変更（本社債についてのフォールバック・レートの決定方法を含むがこれに限らない。）を、定
めることができる。適用ある法律により最大限許容される範囲内で、本「利息支払の方法 - (3)
(e)」に基づく代替ミッド・スワップ・レートの決定および/または本要項の変更について、本社債
権者の同意または社債権者集会による決議は、必要としない。本「利息支払の方法 - (3)(e)」が適
用される場合、発行会社は改定後利率決定日以前に「承継金利決定代理人」を任命する。発行会社
は、その単独の裁量と費用負担により、自らの関係者（承継金利決定代理人としてなすべき計算ま
たは決定について経験のある主要な金融機関でなければならない。）、国際的に信用のある独立金
融機関または適切な専門知識を有すると定評のある独立アドバイザーを、承継金利決定代理人とし
て任命できる。発行会社および承継金利決定代理人が誠実に行為し合理的な努力をしたにもかかわらず、改定後利率決定日以前に、発行会社が承継金利決定代理人を任命できない場合または承継金
利決定代理人が1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替を決定できない場合、改定後
利率決定日において適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、1年物日本円TONA
東京スワップレート（10時）がLSEG・スクリーン・ページに公表された直前の営業日における、東
京時間午前10時30分頃に公表された当該1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。発
行会社は、かかる任命、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替ならびにTONAおよび
FTSEインターナショナルの交替（もしあれば）について財務代理人に直ちに書面で通知し、その後
実務上可能な限り速やかに本社債権者に対して公告する。

「日本円推奨金利停止事由」とは、以下の各々の事由をいう。

- () 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停
止する旨の、日本円推奨金利の管理者による、またはそのための正式声明または情報発表
（ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管
理者がいない場合に限る。）
 - () 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停
止する旨の、日本円推奨金利の管理者に対する監督当局、日本銀行、日本円推奨金利の管理
者に対する管轄権を有する倒産手続当局、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する
破綻処理当局または日本円推奨金利の管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有
する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の
時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）
- (4) 上記「利息支払の方法 - (3)」に従った改定後利率の決定後、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定
後利率を書面により通知し、その後、改定後利率適用期間の開始日から5営業日以内に、財務代理人は、当
該事項を、財務代理人の本店において、通常の営業時間中に本社債権者の閲覧に供する。かかる場合、公告
は不要とする。
- (5) 上記「利息支払の方法 - (3)」に従って決定された改定後利率は、明白な誤りのある場合を除き、最終的な
ものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (6) 株式会社三井住友銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者
（以下「利率確認事務取扱者」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確
認事務取扱者に対し、利率（改定後利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する
上記「利息支払の方法 - (3)(a)」ないし「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づく発行会社の一切の義務（公告
を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行い、
本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。本
「利息支払の方法」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取
扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、利率確認事務取扱者を随時変更
することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで、
在職する。かかる場合、発行会社は、利率確認事務取扱者の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

- (7) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、それぞれ上記「利率」のとおり定められていた利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

< 第14回期限前償還条項付円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されもしくは買入消却されていない限り、2030年6月21日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

< 第15回期限前償還条項付円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されもしくは買入消却されていない限り、2032年6月22日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

< 共通事項 >

(2) 税務上の理由による償還

発行会社は、税務事由（以下に定義する。）が発生している場合において、下記「償還の方法 - (6)」に従う限り、その選択により、いつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の権限ある署名者2名が署名し、()関連する事実の詳細とともに、本「償還の方法 - (2)」に基づき償還を行う権利を発行会社にもたらす関連状況が発生している旨、()発行会社が本「償還の方法 - (2)」に基づき本社債の償還を選択する旨、および()かかる償還期日を記載した証明書、ならびに、上記()に記載の事項を確認する定評ある独立した法律顧問の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内におい

て、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、(直前に定める謄写に要する費用を除き)発行会社の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」において、「税務事由」は、税法改正(以下に定義する。)の結果として、以下の(a)、(b)および/または(c)に該当する場合に発生しているものとされる。

- (a) 本社債に基づく支払いにおいて、発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額(下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。)の支払義務を次回の利払日以前に負っているかまたは負うこととなる場合であり、かつ、発行会社がとり得る合理的な手段によっても当該支払義務を回避できない場合
- (b) 次回の利払日における本社債に係る利息の支払いが、2010年英国法人税法(またはその時点における改正法もしくは再制定法)第23編第2章に定められた「分配(distribution)」に該当する場合
- (c) 次回の利払日において、発行会社が本社債に関する支払いについて英国租税債務の計算の際に損金控除する権利を有しない、または発行会社に対する当該損金控除の価額が大幅に減額された場合

本「償還の方法 - (2)」において、「税法改正」とは、英国またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局の法律または規則(英国が当事国である一切の条約を含む。)の変更もしくは変更案または修正もしくは修正案、あるいは、当該法律に係る公的な解釈または一般的に公表された解釈(裁判所もしくは審判所による決定または関連税務当局による解釈もしくは発表を含む。)の適用に関する変更のうちで、(x)(ただし、(y)に従う。)本社債の発行日以降に発効するか、もしくは発効することとなる変更もしくは修正、または(y)法律の変更もしくは変更案については、本社債の発行日以降に当該変更が制定される場合(変更案については、本社債の発行日以降にその変更の制定が予定される場合)を意味する。

(3) 損失吸収不適格事由による償還

損失吸収不適格事由(以下に定義する。)が生じている場合、発行会社は、下記「償還の方法 - (6)」に従う限り、その選択により、いつでも、本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で償還期日(その日を含む。)までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の権限ある署名者2名が署名し、()関連する事実の詳細とともに、損失吸収不適格事由が発生している旨、()発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択する旨、および()かかる償還期日を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、(直前に定める謄写に要する費用を除き)発行会社の負担とする。

社債の要項において、以下の用語は以下の意味を有する。

「グループ」とは、発行会社ならびにその子会社および関連会社を意味する。

「損失吸収不適格事由」は、いずれの場合も、本社債の発行日以降に効力が生じる、損失吸収規制(以下に定義する。)の修正もしくは未発効の変更または損失吸収規制の適用もしくはその公権的解釈に関する変更の結果として、本社債の全部または一部が、発行会社および/またはグループの()自己資本および適格債務ならびに/または()損失吸収力のある証券の最低基準を充たさないとして除外されている場合、あるいは(発行会社、関連規制当局(以下に定義する。))および/または関連英国破綻処理当局(以下に定義する。)の意見として)除外される可能性が高い場合(いずれの場合についても、当該最低基準は、

発行会社および/またはグループに適用されるもので、かつ関連する損失吸収規制に従って決定されている場合に限る。) 、発生しているものとみなす。ただし、関連する最低基準を充たさないことによる本社債の除外が、本社債の発行日において発行会社および/またはグループに対して効力を有する関連する損失吸収規制に基づき当該最低基準を充たすための適格性として定められた期間を、本社債の残存期間が下回ることを理由とする場合については、損失吸収不適格事由に該当しない。

「損失吸収規制」とは、いかなる時点においても、自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力のある証券に関する最低基準に関する、英国、関連規制当局、関連英国破綻処理当局および/または金融安定理事会の法律、規則、要件、指針、制度、基準および方針で、その時点において英国において適用のあるものを意味し、上記の一般性を制限することなく、自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力のある証券に関する最低基準に関して関連規制当局および/または関連英国破綻処理当局により随時採択または適用される一切の規則、要件、指針、制度、基準および方針（当該規則、要件、指針、制度、基準または方針が発行会社またはグループに一般的に適用されるか、または個別に適用されるかを問わない。）を含む。

「関連規制当局」とは、関連英国破綻処理当局または各状況において発行会社および/もしくはグループに対して主たる監督権限を有するその他の英国の政府機関（または発行会社が英国以外の法域に本拠を有することとなった場合、当該法域の政府機関）をいう。

「関連英国破綻処理当局」とは、イングランド銀行、その承継者もしくは代替者および/または英国において英国ペイルイン権限（下記「摘要 - 9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意」で定義する。）を行使する権能を有するその他の当局を意味する。

< 第14回期限前償還条項付円貨社債 >

(4) 発行会社による任意償還

発行会社は、下記「償還の方法 - (6)」に従う限り、その選択により、2029年6月21日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (4)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の権限ある署名者2名が署名し、発行会社が本「償還の方法 - (4)」に基づき本社債の償還を選択する旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (4)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、任意償還日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (4)」の手續に要する一切の費用は、（直前に定める謄写に要する費用を除き）発行会社の負担とする。

< 第15回期限前償還条項付円貨社債 >

(4) 発行会社による任意償還

発行会社は、下記「償還の方法 - (6)」に従う限り、その選択により、2031年6月22日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (4)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の権限ある署名者2名が署名し、発行会社が本「償還の方法 - (4)」に基づき本社債の償還を選択する旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消することができない。

本「償還の方法 - (4)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、任意償還日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (4)」の手續に要する一切の費用は、（直前に定める謄写に要する費用を除き）発行会社の負担とする。

< 共通事項 >

(5) 買入消却

発行会社またはその子会社は、公開市場その他においていかなる価格でも本社債を随時買入れることができる。当該本社債は、保持し、転売または消却することができる。ただし、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

(6) 償還または買入れの条件

その時点における適用ある法令および規制または関連規制当局によって別途要求される場合を除き、本「償還の方法」に基づく本社債の償還または買入れについて関連規制当局の事前の許可が必要となるのは、当該償還または買入れにより発行会社が自己資本および適格債務に関する最低基準に違反することとなる場合もしくは適用ある資本バッファの減少が始まることとなる場合、または発行会社が既に自己資本および適格債務に関する最低基準に違反している場合もしくは適用ある資本バッファの減少が既に始まっている場合に限られる。なお、上記に定める許可の付与の関連規制当局による拒否は、いかなる目的においても債務不履行を構成するものではない。

担 保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

適用ある法律の強行規定により定められる例外を除き、本社債は、発行会社の無担保、無保証かつ非劣後の債務であり、本社債相互間で優先劣後することなく現在および将来において同順位であり、また、発行会社の現在および将来のすべての無担保かつ非劣後の債務と現在および将来において少なくとも同順位である。

財務上の特約

該当事項なし。

社債権者集会

- (1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において請求した場合（かかる本社債権者は財務代理人に対しその本店において保有証明書（下記「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」に定義する。）を提示するものとする。）または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務

代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該社債権者集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該社債権者集会の開催日に当該社債権者集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - 3 支払い - (イ)」に定義する。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該社債権者集会に出席させ、当該社債権者集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該社債権者集会に出席し、当該社債権者集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

(a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）

(b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または発行会社の破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為

(c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

(d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該社債権者集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をする場合において、当該提案につき本社債権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。

(4) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。

(5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

(6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。

(7) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授權を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手續は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手續につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として日本国東京都の弁護士芦澤千尋を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所としてアシャースト法律事務所・外国法共同事業のその時々々の住所（現在の住所は、郵便番号105-6030 日本国東京都港区虎ノ門4丁目3番1号城山トラストタワー30階である。）を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手續を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

1 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）に対して、格付を付与するよう依頼しており、本社債の条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、発行会社は、2026年6月11日（連合王国時間）現在、R&IからAの発行体格付を付与されている。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）およびムーディーズ・レーティングス（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない。これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）に対して、格付を付与するよう依頼しており、本社債の条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、発行会社の非劣後無担保長期債務について、2026年6月11日（連合王国時間）現在、S&PからA-、ムーディーズからA3、フィッチからA+の格付をそれぞれ付与されている。

（注） 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、フィッチおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&P、フィッチおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定期限法人（同内閣府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&P、フィッチおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（ ）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「無登録格付け情報」

(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、（ ）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/ja>) の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ (<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>) の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 制限された債務不履行事由および執行

本社債に関する元金または利息について、それらの支払期日から14日以上、発行会社が支払いを行わない場合、各本社債権者は発行会社の解散手続を開始できることおよび発行会社のいずれの解散手続においても債権届出ができることを除き、かかる懈怠についてその他の行為をなし得ない（ただし、本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」第二段落に定める規定を害するものではない）。ただし、（ ）（下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従うことを条件として）当該支払い、発行会社、支払代理人、財務代理人または本社債権者に適用のある、財政もしくはその他の法令、管轄裁判所の命令または発行会社と税務当局との間の合意を遵守するため、あるいは（ ）かかる法令または命令の有効性または適用可能性について疑義がある場合において上記14日間に定評ある独立した法律顧問から受けたかかる有効性または適用可能性に関する助言に従って、発行会社が当該支払いの留保または拒絶をする場合、各本社債権者は発行会社の解散手続を開始する権利を有しない。

特別決議により事前に承認された条件による再建または合併を目的とする場合を除き、発行会社を解散する旨の命令がなされるか、またはその旨の有効な決議がなされる場合、各本社債権者は、その選択により、当該本社債権者が保有する各本社債について、その支払期限が到来して本社債の金額の100%でその日までの経過利息を付して支払われるべき旨、財務代理人の本店において発行会社に対して当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）をなすことができ、当該通知によって直ちにかかる旨の効力が発生する。

発行会社の解散手続を開始することまたは発行会社のいずれの解散手続においても債権届出ができることを除いて、本社債の未払いの金額の回収のためであるか、または本社債に基づきいかなる義務の発行会社による違反に関するかを問わず、本社債権者は、発行会社から救済を受けられない。

本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」第一段落で規定された支払いの懈怠が生じた場合または本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」第二段落で規定された命令もしくは決議がなされた場合（以下、それぞれを「債務不履行事由」という。）、発行会社は、実務上可能な限り速やかに、財務代理人に対し当該支払いの懈怠、命令または決議を書面により通知し、本社債権者に対してその旨を公告する。

本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

3 支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

4 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元金および/または利息の一切の支払いは、英国（または英国のもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは下部行政主体）によりまたはそれらのために、課され、賦課され、徴収され、留保されまたは算定される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うこととなされる。ただし、英国（または英国のもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは下部行政主体）の法令またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が行われた後に本社債権者が受領する純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債について受領していたであろう利息の金額と同額となるために必要な利息のみに係る追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、（ ）単に当該本社債を保有すること以外に英国と関連を有することを理由として、当該本社債に関して課されまたは賦課される税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者に対するまたは当該本社債権者のた

めの第三者に対する当該本社債に関する追加額、または()本社債券(下記「摘要 - 5 本社債券の不発行」に定義する。)が発行された場合に限り、関連日(以下に定義する。)から30日を超えた日に支払いのために呈示された本社債に関する追加額(ただし、本社債権者が本社債券をかかるとして30日の期間の末日に支払いのために呈示すれば受領できたであろう限度の追加額は除く。)は、支払われない。

社債の要項におけるその他の規定にかかわらず、本社債につき発行会社によってまたは発行会社に代わって支払われるべき金額は、1986年アメリカ合衆国内国歳入法典(その後の改正を含み、以下「米国歳入法」という。)第1471(b)条に定める契約によって要求または課されるか、その他米国歳入法第1471条ないし第1474条(その規則や公式解釈を含む。)またはアメリカ合衆国と当該条項の実施を進めている他の法域との政府間協定(またはかかる政府間協定を実施するための財務もしくは規制に関する法律、規則もしくは実務)により課される、控除または源泉徴収後の純額となる(かかる源泉徴収または控除を以下「FATCA源泉徴収税」という。)。発行会社その他のいかなる者も、FATCA源泉徴収税に関して追加額の支払義務を負わない。

「関連日」とは、利息の関連する支払期日が最初に到来した日、または支払期日以前に支払代理人によってかかる支払期日に支払われるべき全額が適式に受領されない場合については、支払代理人によってかかる全額が受領され、財務代理人が上記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を適式に行った日を意味する。

- (ロ) 社債の要項において利息には、本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

5 本社債券の不発行

本社債の社債券(以下「本社債券」という。)は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限り、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

6 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

7 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

8 通貨の補償

本社債に基づいて支払われる金額に関して判決または命令がなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨(以下「判決通貨」という。)で表示され支払われることにより、かつ、()かかる判決または命令のために日本円の金額を判決通貨に換算した換算率と()かかる判決または命令による支払いがなされた日において、本社債権者が現実に受領した判決通貨の金額で日本円を購入することができる換算率との変動によって、本社債権者が被った損害を補償することを、発行会社は、当該本社債権者に対して約束する。適用ある法律の

許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意

(イ) 各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債を買い取るにより、本社債から生じた本支払金額（以下に定義する。）が関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の対象となることがあることを認識し承諾して、さらに、（ ）本支払金額の全部もしくは一部の減額、（ ）本社債の条件を改定、修正および変更する方法による場合を含めて、本支払金額の全部もしくは一部の発行会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換（および、本社債権者に対するかかる株式、その他の有価証券もしくはその他の債務の発行または授与）、（ ）本社債の消却、ならびに/または（ ）本社債の償還期日の改定もしくは変更が本社債について支払われるべき利息額もしくは利息の支払日の改定（一時的な支払いの停止を含む。）のいずれか、またはこれらのうちいくつかを含みまたは同時に生じさせ得る、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の効果について、認識し、承諾し、同意し、かつ拘束されることに合意する。さらに、各本社債権者は、関連英国破綻処理当局によるかかる英国ペイルイン権限の行使の効果を生じさせるために必要な場合の本社債の条件に対する変更について、認識し、承諾し、同意し、かつ拘束されることに合意する。

「本支払金額」とは、本社債の元金および未払いの経過利息をいい、かかる金額には、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の前に支払期日が到来したが、未払いのままの金額を含む（ただし、これに限られない。）。

さらに、各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債に基づく本社債権者の権利が、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に服し、また必要な場合その効果を生じさせる限度でのみ変更されることを認識し、かつこれに合意する。

「英国ペイルイン権限」とは、発行会社またはグループ内のその他の会社に対して英国内で適用があり、英国において設立された金融持株会社、混合金融持株会社、銀行、銀行グループ会社、信用機関および/または投資会社の破綻処理に関する有効な法律、規制、規則または要件（随時改正されたまたは改正される2009年英国銀行法および/または損失吸収規制に基づき、英国における破綻処理法制として施行され、採択されまたは制定される法律、規制、規則または要件を含むが、これらに限らない。）に基づいて随時存在する債務減額権限、転換権限、移転権限、改定権限、猶予権限および/または支払停止権限を意味する。

(ロ) 発行会社は、関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ペイルイン権限の行使について、かかる英国ペイルイン権限の行使後、実務上可能な限り速やかに本社債権者に対し公告する。財務代理人への通知または本社債権者に対する公告の遅滞または懈怠は、英国ペイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさない。

(ハ) 関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使後は、かかる行使の結果として、減額、転換、消却、停止（停止または猶予が存続する限度とする。）、改定または変更された金額の限度において、本支払金額の返済または支払いの期限は到来せず、支払われることはない。

(ニ) 発行会社に関する関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の結果としての本支払金額の一部または全部の、減額もしくは消却または発行会社もしくはその他の者のその他の有価証券もしくは債務への転換、および本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使のいずれも、いかなる目的においても債務不履行または債務不履行事由とはならない。

(ホ) 各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債を買い取るにより、関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ペイルイン権限の行使の決定について、関連英国破綻処理当局が事前の通知をすることなくかかる権限の行使をすることに、同意したものとみなされる。

(ヘ) 本「摘要 - 9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意」の手續に要する一切の費用（発行会社および財務代理人が被る費用を含むが、これに限定されない。）は、発行会社の負担とする。

2013年英国金融サービス（銀行改正）法、二次法制その他によるかを問わず随時改正されたまたは改正される2009年英国銀行法（以下「銀行法」という。）に含まれる原則に従い、関連英国破綻処理当局は債権者の請求権（銀行法にその意義を定める除外債務は例外とする。）の順位に応じて本社債に関する英国バイルイン権限を行使し、また英国バイルイン権限の行使に関し本社債権者が、発行会社の倒産に際して本社債と同順位であるその他全ての請求権と同等に取り扱われることを、発行会社は想定している。

10 相殺権の放棄

各本社債権者は、本社債を買い取ることにより、発行会社の解散前または解散中を問わず、当該本社債権者が発行会社に対して本来有し得るべき本社債に関する相殺権、抗弁権または差引計算権を、放棄したものとみなされる。

11 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲内で、社債の要項については、不明確な条項の明確化、誤りのある条項に関する訂正もしくは追加、本社債権者の利益のために行う誓約の追加、もしくは発行会社に授与された権利もしくは権限の放棄を目的とする場合に限り、または、発行会社が必要として要望するもので、かつ本社債権者の利益に悪影響を及ぼさないようなその他の方法により、修正および変更を本社債権者の同意なしに行うことができる。発行会社は、かかる修正および変更を直ちに財務代理人に通知し、その後実務上可能な限り速やかにその旨本社債権者に対して公告する。本「摘要 - 11 修正および変更」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

12 連合王国における課税

以下の記述は、本社債に関する（ ）元利金およびその他の支払いに関連する、本書提出日現在の連合王国における源泉徴収課税の取扱い、ならびに（ ）連合王国の印紙税および印紙留保税（以下「SDRT」という。）に関連する一定の情報について要約したものである。本要約は、現行法（2026年6月11日現在（連合王国時間））および連合王国歳入税関庁（以下「歳入税関庁」という。）の公表された実務に依拠しているが、これらは将来、時には遡及的に、変更されることがある。以下の記述は、本社債の取得、保有および処分に関する連合王国のその他の課税上の取扱いについて記述したものではない。以下の記述は、もっぱら本社債の完全な実質所有者である者の地位に関連するものである。将来において本社債権者となる者は、本社債の任意の回号に関する特定の発行条件が、当該回号およびその他の回号の本社債における課税上の取扱いに影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。以下の記述は情報の提供を目的とする一般的な指針であり、十分な注意をもって取り扱われるべきである。以下の記述は税務上の助言を提供することを意図したものではなく、本社債の購入希望者に関連する可能性がある全ての税務上の検討事項について記述することを目指したものでもない。本社債権者は、自らの税務上の地位について何らかの疑いがある場合は、専門家に助言を求めるべきである。本社債権者が本社債の取得、保有または処分について連合王国以外の管轄地で納税義務を負う可能性がある場合は、かかる納税義務の有無（および納税義務がある場合はいずれの管轄地の法律に基づいてかかる納税義務を負うか）について、専門家の助言を求めることが特に望ましい。なぜなら、以下の記述は、本社債に関する支払い、連合王国の印紙税およびSDRTについて、もっぱら連合王国における課税上の一定の側面を述べたものに過ぎないからである。本社債権者は特に、本社債に関する支払いについては、たとえかかる支払いが連合王国の法律に基づく課税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除なしに行われる場合であっても、他の管轄地の法律に基づく納税義務を負う可能性があることに留意すべきである。

(A) 連合王国の源泉徴収税

1. 利息の支払いを受ける権利を伴う本社債は、（2007年英国所得税法（以下「英国所得税法」という。）第987条に基づく第1005条の意味における）承認された証券取引所に上場されて、かつ上場され続ける場合または（英国所得税法第987条に基づき）規制対象となる承認された証券取引所の運営する多角的取引システムにおいて取引が許可されて、かつ許可され続ける場合に限り、「上場ユーロ債」に該当する。本社債が上場ユーロ債であり、かつあり続ける間は、本社債についてなされる利息の支払いにつ

いては、連合王国の所得税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除なしに行うことができる。

ユーロネクスト・ダブリンは承認された証券取引所である。発行会社は、現行の歳入税関庁の実務につき、かかる証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに正式に上場されかつ取引が許可されている証券は、これらの目的において、「承認された証券取引所に上場」されているとみなされると理解している。

2. 上記1.に記載する免除規定に該当しないその他全ての場合において、本社債の利息の支払いは、基本税率（現行では20%であるが、2026年英国財政法では、2027年4月以降、源泉徴収率は新たな基本貯蓄所得税率の22%と同率となることが規定されている。）により連合王国の所得税を控除してなされるものに該当する可能性がある。ただし、適用ある二重課税防止条約の規定または適用される可能性のあるその他の免除規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合にはこれに従う。

(B) 連合王国の源泉徴収税 - その他の支払い

本社債に係る支払いが、連合王国の税務目的上、利息を構成せず（または利息として扱われず）、例えば、連合王国の税務目的上、年次払い、組成された支払い、賃借料もしくは類似の所得またはロイヤリティを構成する（またはそのように扱われる）場合（特に、本社債の特定の発行条件を規定する諸要項によって決定される。）、連合王国の源泉徴収税の対象となる可能性がある。この場合には、関連する税率による連合王国の所得税が控除されて支払いがなされる可能性がある。ただし、適用される可能性のある源泉徴収の免除規定および適用ある二重課税防止条約の規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合には、これに従う。

(C) 連合王国の源泉徴収税に関するその他の規則

1. 利息またはその他の支払いが、連合王国の所得税上の控除を受けて行われた場合、連合王国に居住していない本社債権者は、適用ある二重課税防止条約に適切な規定があるときまたは地方税法上可能なときには、控除税額の全部または一部を回復できる可能性がある。
2. 本社債が元本金額の100%を下回る発行価格で発行される場合、かかる本社債の割引相当部分については、上記(A)および(B)の諸規定により、一般的に連合王国の源泉徴収税は課されない。
3. 本社債が、額面を超える金額にて償還される（またはそうなる可能性がある）場合は、（割引価格で発行される場合とは異なり）かかる額面超過相当部分は、利息の支払いを構成する可能性がある。利息の支払いは、上記に概説した連合王国の源泉徴収税に服する。
4. 上記にいう「利息」とは、連合王国の税法上解釈される「利息」を意味する。上記においては、「利息」または「元本」について、他の法律に基づいて有効である可能性があり、または本社債の諸要項もしくは関連する書類によって設定される可能性がある、いかなる異なる定義も考慮に入れていない。本社債権者は、本社債に係る支払いであって、連合王国の税法上の解釈においては「利息」または「元本」を構成しないものに関する源泉徴収税上の取扱いについて、各自専門家の助言を求めるべきである。
5. 「連合王国における課税」と題する上記の概要は、発行会社の代替がないことを前提とするものであり、かかる代替があった場合の税務上の影響については考慮していない。

(D) 連合王国の印紙税およびSDRT

1. 本社債の発行について、連合王国の印紙税およびSDRTは課されない。
2. 本社債の譲渡について、かかる譲渡が電磁的方法によるのみ行われ、譲渡を有効ならしめるために他の証書が用いられないことを条件として、連合王国の印紙税の支払いを要しない。
3. 本社債の譲渡または譲渡の合意について、以下の事項を条件として、連合王国のSDRTは課されない。
 - (a) 本社債の額面金額に対して商取引上合理的な利益を超える金額の利息の支払いを受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。

(b) 本社債の額面金額を超え、2000年金融サービス市場法第6章との関係において所轄官庁として活動する金融行為規制機構のオフィシャル・リストに挙がっている貸出資本の発行条件に基づいて(同様の額面金額について)一般に返済される金額に合理的には相当しない金額の返済を受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。

(c) ある事業もしくはその一部の業績または資産の価値を参照して決定される、または決定された金額の利息の支払いを受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。

上記(a)ないし(c)は事実関係次第である。

4. 本社債の償還について、連合王国の印紙税およびSDRTは課されない。

13 日本国における課税

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
750億円	1億4,130万円	748億5,870万円

(注) 第14回期限前償還条項付円貨社債および第15回期限前償還条項付円貨社債の合計金額である。

(2)【手取金の使途】

本社債の手取金は、2026年度末までに、発行会社の子会社および関連会社の貸付け、信用供与、投資その他銀行業務のために、随時必要に応じて用いられる予定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

募集又は売出しに関する特別記載事項

発行会社が本社債の元金または利息の支払いを行わない場合に本社債権者が取り得る救済方法は限定されている。

本社債の元金または利息の支払いの懈怠が生じた場合に本社債権者が取り得る唯一の救済方法は、適用ある法律に従い、発行会社の解散手続を開始することである。本社債権者により開始されたか否かを問わず、発行会社の解散が行われる場合、本社債権者は、当該解散において、本社債に基づき生じる発行会社の義務に係る債権届出をすることができる。ただし、本社債権者は、かかる元金または利息の支払いの懈怠が生じた場合でも、未償還の本社債の元金の期限が到来したものと宣言することはできない。

本社債に関し、社債の管理会社は設置されていない。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債権者が自ら行わなければならない。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもない。

上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」を参照のこと。

発行会社は、損失吸収不適格事由が生じた場合、いつでも本社債を償還することができる。

発行会社は、損失吸収不適格事由が生じた場合、（その時点において関連規制当局または損失吸収規制により要求される限度内で、発行会社による関連規制当局に対する通知および関連規制当局による発行会社に対する許可を条件として）いつでも本社債の全部（一部は不可）を償還することができる。自己資本および適格債務ならびに／または損失吸収力のある証券の最低基準に関する適用ある法律、規則および基準が英国で施行されており、将来改正される可能性があることから、発行会社は、本社債の全部または一部が、発行会社の(1)自己資本および適格債務ならびに／または(2)損失吸収力のある証券の（発行会社単体のまたは発行会社およびその子会社全体の）最低基準（いずれの場合にも当該最低基準は、発行会社およびその子会社に適用される。）を充たさないとして除外されるか否かを現時点で予測することはできない。本社債が上記のとおり償還されるかまたは本社債が上記のとおり償還されると認識される場合、本社債の市場価格は影響を受ける。一つまたは複数の法規制の改正が本社債に影響し得る程度およびインパクトを考慮すると、かかる法規制の不確実性もまた本社債の価値に影響を及ぼし、それにより、本社債の取引価格に影響を受ける可能性がある。

本社債権者は、社債の要項（上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 摘要 - 9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意」を参照のこと）に基づいて、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に拘束されることに同意することとなる。本書の参照書類である外国会社報告書の補足書類（1）の「第三部 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 事業等のリスク」の「規制上および法務上のリスク」の「当グループは、銀行または当グループが破綻した場合に講じられる可能性のある規制上の措置の対象である。」の項目およびその他の関連する記述を参照のこと。

健全性規制機構は、限定的な例外を除き、（発行会社等の）関連機関の英国外の国の法律に準拠する無担保債務（その条項が日本法に準拠する本社債を含む。）には、保有者が、当該債務が英国ペイルイン権限の対象となる可能性があることを認識し、関連英国破綻処理当局によるかかる権限の行使に拘束されることに同意する旨の契約上の確認を記載することを義務付けている。

結果として、発行会社と本社債権者との間の別途の契約、取決めまたは合意にかかわらず、本社債権者は、本社債を買い取るにより、（ ）本支払金額の全部もしくは一部の減額、（ ）本社債の条件を改定、修正および変更する方法による場合を含めて、本支払金額の全部もしくは一部の発行会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換（および、本社債権者に対するかかる株式、その他の有価証券もしくはその他の債務の発行または授与）、（ ）本社債の消却、ならびに／または（ ）本社債の償還期日の改定もしくは変更か本社債について支払われるべき利息額もしくは利息の支払日の改定（一時的な支払いの停止を含む。）のいずれか、またはこれらのうちいくつかを同時に生じさせ得る、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限（かかる英国ペイルイン権限は、関連英国破綻処理当局による当該英国ペイルイン権限の行使の効果を発生させるために必要な場合、社債の要項を変更する方法により行使できる。）に拘束される

ことを認識し、承諾し、合意し、かつその行使に同意しなければならない。上記()および()において、「本支払金額」とは、本社債の元金および未払いの経過利息をいい、かかる金額には、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の前に支払期日が到来したが、未払いのままの金額を含む(ただし、これに限られない。)。さらに、各本社債権者は、本社債権者の権利が、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に服し、また必要な場合その効果を発生させる限度でのみ変更されることを認識し、かつこれに合意しなければならない。本書の参照書類である外国会社報告書の補足書類(1)の「第三部 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 事業等のリスク」の「規制上および法務上のリスク」の「当グループは、銀行または当グループが破綻した場合に講じられる可能性のある規制上の措置の対象である。」の項目およびその他の関連する記述を参照のこと。

本社債権者は、発行会社が破綻・再生処理の対象となった場合、損失を吸収することを求められる可能性がある。

本書の参照書類である外国会社報告書の補足書類(1)の「第三部 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 事業等のリスク」の「規制上および法務上のリスク」の「当グループは、銀行または当グループが破綻した場合に講じられる可能性のある規制上の措置の対象である。」の項目を参照のこと。

銀行法における特別破綻処理制度において定められるその他の権限が、本社債に基づく本社債権者の権利および本社債権者の本社債への投資の価値に影響を与える可能性がある。

銀行法における「特別破綻処理制度」では、次の権限も定められている。すなわち、(a)英国の銀行もしくはその親会社によって発行された有価証券の全部もしくは一部または英国の銀行もしくはその親会社の財産、権利および債務(本社債を含むことがある。)の全部もしくは一部を、民間の買受人に譲渡するか、有価証券の場合、一時的に国有化するか、または財産、権利もしくは債務の場合、ブリッジバンク(イングランド銀行が所有する事業体)に譲渡する権限、(b)その他の破綻処理手法と合わせた場合に限り、減損されたかまたは貸倒懸念のある資産を、最終的な売却または段階的縮小を通じてその価値が最大限になるよう管理できるようにするため、一つまたは複数の国有の資産管理ピークルに譲渡する権限、(c)債務不履行に関する条項、契約またはその他の合意(当事者による契約の終了または支払債務の期限の利益喪失を可能にする規定を含む。)を無効にする権限、(d)英国の銀行に関する一定の破綻処理手続を開始する権限、ならびに(e)英国の銀行の譲受銀行または承継銀行が有効に営業することができるよう、合理的な対価をもって、英国の銀行またはその親会社とそのグループ事業体(当該グループから除外される事業体を含む。)との間の契約上の義務を無効にし、変更しまたはかかる契約上の義務を負わせる権限である。

銀行法はまた、英国政府が特別破綻処理制度の権限を(場合により遡及的効力を用いて)有効に行使することができるようにする目的で、更なる法改正の権限を英国政府に与えている。

銀行法において定められた権限は、金融機関(およびその親会社)ならびに投資会社の経営方法ならびに一定の状況における債権者の権利に影響を与える可能性がある。したがって、銀行法により定められた行為が実施されることで本社債に基づく本社債権者の権利に影響を受け、また、かかる権限の行使またはそのおそれにより、本社債の価値が影響を受ける可能性がある。

相殺権の放棄

本社債権者は、本社債に基づきまたは本社債に関して生ずる発行会社が本社債権者に対して負担する金額について、相殺権、抗弁権または差引計算権を行使または主張することができなくなり得る。各本社債権者は、本社債を買い取るにより、発行会社の解散前または解散中を問わず、当該本社債権者が発行会社に対して本来有し得べき本社債に関する相殺権、抗弁権または差引計算権を、放棄したものとみなされる。上記にかかわらず、本社債権者の発行会社に対する権利および請求権が、相殺、抗弁または差引計算によって履行された場合、かかる本社債権者は、かかる履行された額に相当する金額を直ちに発行会社(または発行会社が解散もしくは管理下にある場合、清算人もしくは管財人)に支払うこととなり、その結果、かかる履行は行われなかったものとみなされることがあり得る。

振替制度における記録等

英国ペイルイン権限の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。英国ペイルイン権限の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、英国ペイルイン権限の行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、英国ペイルイン権限に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、英国ペイルイン権限の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、英国ペイルイン権限が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、英国ペイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

本社債は発行会社のみが負う義務であり、発行会社はその子会社の債権者に対して構造的に劣後する。

本社債は、発行会社のみが負う義務である。発行会社は持株会社であり、その業務の実質的に全部を子会社を通じて行っている。発行会社の子会社は、独立した別個の法人であるため、発行会社が支払うべき金額の支払義務を負わず、また発行会社の支払義務を満たすための資金を発行会社に提供する義務も負わない。子会社が清算される場合に発行会社が当該子会社の資産分配に参加する権利は、発行会社が当該子会社の債権者および優先株主に優先するかまたはそれと同順位であると認められる請求権を有する限られた状況を除いて、当該子会社の債権者および優先株主の優先権に制約される。したがって、発行会社の子会社の一つが整理、清算または解散する場合でも、()本社債権者は、当該子会社の資産について訴訟を提起する権利を有さず、また、()当該子会社の清算人は、発行会社が当該他の子会社の普通株主であり、かつ当該他の子会社から分配を受けられるとしても、発行会社に先立って、当該子会社の資産をまず当該他の子会社の優先株式およびその他 Tier 1 資本証券の保有者（発行会社を含む可能性がある。）を含む当該子会社の債権者の請求権に対する支払いに充当する。

本社債に基づくグロスアップ義務の限定

社債の要項に基づく英国の税金に係る源泉徴収または控除に関する発行会社の追加額の支払義務は、期限の到来した利息の支払いにのみ適用され、元金の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収または控除が元金の支払いに適用される限度内では、社債の要項に基づく追加額の支払いを要求されない。したがって、かかる源泉徴収または控除が本社債に基づく元金の支払いに適用される場合、本社債権者は、かかる本社債に基づいて支払われるべき全額に満たない金額を受領する可能性があり、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

本社債に関連する投資家情報の開示について

本社債の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、共同主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社またはSMB C日興証券株式会社のいずれかに対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行会社に開示、提供および共有される予定である。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

発行登録追補目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本発行登録追補目論見書第三部第1「参照書類」に掲げられた参照書類には、英語により記載された外国会社報告書が含まれていますが、日本語により記載された有価証券報告書は含まれておりません。

また、外国会社報告書の補足書類には、当該外国会社報告書に記載されている事項のうち公益または投資者保護のため必要かつ適当なものとして企業内容等の開示に関する内閣府令で定められたものの要約の日本語による翻訳文が含まれていますが、これら以外に、上記の参照書類には、外国会社報告書に記載されている事項の日本語による翻訳文は含まれておりません。ただし、本発行登録追補目論見書第三部第2「参照書類の補完情報」には、当該外国会社報告書に記載されている事項のうち、発行会社が公益または投資者保護のため必要かつ適当なものとする項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文が含まれています。

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第14回期限前償還条項付円貨社債（2026）およびロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第15回期限前償還条項付円貨社債（2026）（以下「本社債」と総称します。）に関し、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項なし。

2【半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度令和7年度（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）
令和8年4月30日関東財務局長に提出

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類（以下総称して「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、発行会社が令和8年4月29日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日（令和8年6月12日）まで、重要な変更その他重要な事由は発生していない。

2 将来に関する事項について

有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、発行会社が令和8年4月29日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、本発行登録追補書類提出日（令和8年6月12日）現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

3 提出者が公益または投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

参照書類としての外国会社報告書の補足書類(3)に従い、外国会社報告書の各関係箇所を参照すること。

別途記載のない限り、用語は令和8年4月30日に提出した外国会社報告書およびその補足書類における用語と同じ意味を有する。

代替的業績指標

代替的業績指標は、本書内の表中において「A」で示されている。

法定ベースの財務成績は、基礎的数値ベースで表示されたものやその他の代替的業績指標によって補足されている。これは、当グループを包括的に理解できるようにし、かつ、競合他社との比較を容易にするためである。当グループの「最高経営意思決定者」(IFRS第8号「事業セグメント」において定義される。)であるグループ・エグゼクティブ委員会は、業績を評価しリソースを配分するため、当グループの業績を基礎的数値ベースで検討する。経営陣は、代替的業績指標である税引前基礎的利益を業績指標として用いており、これが投資家にとって重要な情報を提供していると考えている。なぜなら、例えば経営陣のコントロールの及ばない市場の変動によるボラティリティといった項目の影響を取り除くことにより、当グループの業績を比較して表示することが可能になるためである。

基礎的利益の算出に当たり、当グループの基礎的業績を比較できるよう、税引前法定利益は、以下の項目について調整されている。

- ・ 合併、買収、統合および処分に関する活動に関連する再編費用
- ・ ボラティリティおよびその他の項目(特定の資産売却の影響、当グループのヘッジに関する取決めに関連するボラティリティおよび保険業務において発生するボラティリティ、買収に関連する公正価値調整額の解消ならびに購入した無形資産の償却を含む。)

かかる指標とその計算の内容については、以下のとおりである。

アセット・クオリティ・レシオ:

顧客に対する貸付金その他の債権(実際に実行されたものと実行されていないものの両方)に係る当期の基礎的減損費用または基礎的減損費用戻入を、当期の顧客に対する貸付金その他の債権の平均残高に対する百分率として表したもの。この指標は、貸付金残高のクレジット・クオリティを評価するのに有用である。

管理資産(以下「AuA」という。):

AuAは、当グループの子会社により、またはその子会社に代わって運用または管理される全ての資産を示す。これには、当グループの法定貸借対照表内で報告される資産および独立して報告される資産が含まれる。この指標は、資産運用手数料から生じる潜在的な収益および事業の相対的規模に影響を与えるため有用である。

管理資産(資金流入純額):

AuA(資金流入純額)は、AuAへの流入および流出のネット・ポジションを測定するものであり、AuAの成長を測定するのに有用な指標である。流入には、AuAに含まれる顧客からの保険料純額、預金およびその他の受入資金が含まれる。流出には、AuAから顧客が引き出した保険金純額、解約およびその他の資金が含まれる。資金流入純額には、市場の変動は含まれない。

銀行業務の純利息マージン:

銀行業務の顧客残高および商品残高に係る銀行業務受取利息純額を、当期の利付銀行業務資産平均残高に対する百分率として表したもの。この指標は、銀行業務の収益性を評価するのに有用である。

収益費用比率：

基礎的数値ベースで算出した収益合計に占める費用合計の割合。この指標は、基礎的減損戻入または基礎的減損費用の影響を取り除いた当グループの業務の収益性を評価するのに有用である。

損害保険コンバインド・レシオ：

損害保険コンバインド・レシオは、保険会社の収益性と業務効率を評価するために保険業界で使用される主要な指標であり、100%未満のレシオは利益があることを示す。同レシオは、発生保険金および獲得手数料または経過費用を、保険収入純額に対する百分率として表したものである。

総収入保険料：

総収入保険料は、当期中に計上された損害保険業務における契約高を示す指標である。この指標は、損害保険業務の成長を評価するのに有用である。

生命保険および年金の販売（新規契約保険料の現在価値）：

当期契約された新規契約の定期保険料と単発保険料の現在価値の合計。この指標は、当グループの保険・年金・投資部門の保険ビジネスにおける売上状況を評価する上で有用である。

預貸率：

顧客に対する基礎的貸付金その他の債権を顧客預金で除した比率。

営業費用：

オペレーティング・リース減価償却費、是正費用、再編費用、購入した無形資産の償却、保険のグロスアップおよびその他の法定項目の影響を除外するために調整された営業費用。

有形自己資本利益率：

普通株主に帰属する利益を年換算し、有形純資産の平均値で除した比率。この指標は、当グループの業績を測定するための一貫した基準を提供するのに有用である。

1株当たり有形純資産：

のれんおよび買収関連の無形資産等の無形資産を除外した純資産を発行済普通株式数で除した値。この指標は、株主価値を評価するのに有用である。

減損前基礎的利益：

基礎的減損戻入または基礎的減損費用を除外するために調整された基礎利益。この指標は、将来の基礎的減損戻入または費用の影響前の当グループの業績を比較可能な形で表示することができるため有用である。

基礎的利益：

上記で詳述した特定の項目を調整した税引前法定利益。この指標は、経営陣のコントロールの及ばない市場の変動によるボラティリティ等の特定の項目の影響を取り除くことにより、当グループの業績を比較して表示することが可能になるため有用である。

財務成績の概要

損益計算書 - 基礎的数値ベース^A

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2025年	2024年	増減(%)
基礎的受取利息純額	13,635	12,845	6
基礎的その他の収益	6,120	5,597	9

オペレーティング・リース減価償却費	(1,454)	(1,325)	(10)
純収益	18,301	17,117	7
営業費用	(9,761)	(9,442)	(3)
是正費用	(968)	(899)	(8)
費用合計	(10,729)	(10,341)	(4)
減損前基礎的利益	7,572	6,776	12
基礎的減損費用	(795)	(433)	(84)
基礎的利益	6,777	6,343	7
再編費用	(46)	(40)	(15)
市場およびその他のボラティリティ	72	(144)	
購入した無形資産の償却	(86)	(81)	(6)
公正価値調整額の解消	(56)	(107)	48
ボラティリティおよびその他の項目	(70)	(332)	79
税引前法定利益	6,661	5,971	12
税金費用	(1,904)	(1,494)	(27)
税引後法定利益	4,757	4,477	6
1株当たり利益(ペンス)	7.0p	6.3p	0.7p
1株当たり配当額-普通(ペンス)	3.65p	3.17p	15
自社株買戻額(十億ポンド)	1.75	1.70	3
銀行業務の純利息マージン ^A	3.06%	2.95%	11bp
利付銀行業務資産平均残高(十億ポンド) ^A	462.9	451.2	3
収益費用比率 ^A	58.6%	60.4%	(1.8)pp
アセット・クオリティ・レシオ ^A	0.17%	0.10%	7bp
有形自己資本利益率 ^A	12.9%	12.3%	0.6pp

A 2026年4月30日付で提出した外国会社報告書である当グループのAnnual Report and Accounts 2025(以下「アニュアル・レポート」という。)の第308頁を参照のこと。

貸借対照表の主要指標

(単位:十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在	増減(%)
顧客に対する基礎的貸付金その他の債権 ^A	481.1	459.1	5
顧客預金	496.5	482.7	3
預貸率 ^A	97%	95%	2pp
CET 1比率	14.0%	14.2%	(0.2)pp
プロフォーマCET 1比率 ^{A, 1}	13.2%	13.5%	(0.3)pp
英国レバレッジ比率	5.4%	5.5%	(0.1)pp
リスク加重資産	235.5	224.6	5
ホールセール資金調達額 ²	99.4	92.5	7
ホールセール資金調達額(満期1年未満) ²	37.0	31.3	18
うち、短期金融市場資金調達額(満期1年未満)			
²	26.6	16.9	57

流動性カバレッジ比率-適格資産 ³	131.4	134.4	(2)
流動性カバレッジ比率 ⁴	145%	146%	(1)pp
安定調達比率 ⁵	124%	129%	(5)pp
1株当たり有形純資産(ペンス) ^A	57.0p	52.4p	4.6p

- 1 2025年12月31日現在および2024年12月31日現在のプロフォーマCET 1比率は、それぞれ2025年度および2024年度の自社株買戻の全影響を反映している。また、2024年12月31日現在のプロフォーマCET 1比率は、2025年2月に保険事業で受領した通常配当金も反映している。2025年12月31日現在のCET 1比率およびプロフォーマCET 1比率はいずれも、2025年12月に保険事業から受領した通常配当金を反映しており、従前は翌年2月に受領していたものである。
- 2 現金担保に係る残高1.5十億ポンド(2024年12月31日現在:2.8十億ポンド)を除く。
- 3 適格資産は、流動性を割り引いた後の過去12ヶ月間における月末時点の観測値の月末単純平均として算出されている。
- 4 流動性カバレッジ比率は、過去12ヶ月間における月末時点の観測値の単純平均として算出されている。
- 5 安定調達比率は、過去4四半期末における月末時点の観測値の単純平均として算出されている。

貸借対照表の分析

(単位:十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2025年 12月31日 現在	2025年 9月30日 現在	増減 (%)	2025年 6月30日 現在	増減 (%)	2024年 12月31日 現在	増減 (%)
英国住宅ローン	323.1	321.0	1	317.9	2	312.3	3
クレジットカード	17.3	16.8	3	16.4	5	15.7	10
英国リテール部門無担保ローン	10.5	10.3	2	9.9	6	9.1	15
英国自動車金融 ¹	16.4	16.1	2	16.0	3	15.3	7
当座貸越金	1.3	1.2	8	1.2	8	1.2	8
リテール部門ヨーロッパ ²	20.4	19.9	3	19.0	7	16.8	21
リテール部門その他 ²	1.3	1.4	(7)	1.2	8	1.1	18
ビジネスおよびコマースシャルバンキング	28.3	28.8	(2)	29.1	(3)	29.7	(5)
法人および機関向けバンキング	62.0	61.3	1	59.7	4	57.9	7
中央項目 ³	0.5	0.3	67	0.6	(17)	-	
顧客に対する基礎的貸付金その他の債権^A	481.1	477.1	1	471.0	2	459.1	5
リテール部門当座預金	102.8	101.8	1	100.6	2	101.3	1
リテール部門貯蓄預金	212.5	212.4		213.1		208.2	2
ウェルス業務	9.9	9.5	4	9.7	2	10.2	(3)
コマースシャル・バンキング部門	171.1	172.6	(1)	170.2	1	162.6	5
中央項目	0.2	0.4	(50)	0.3	(33)	0.4	(50)
顧客預金	496.5	496.7		493.9	1	482.7	3
資産合計	944.1	937.5	1	919.3	3	906.7	4
負債合計	896.2	891.8		872.4	3	860.8	4
普通株主資本	41.8	40.2	4	40.4	3	39.5	6
その他持分証券	5.9	5.2	13	6.3	(6)	6.2	(5)
非支配持分	0.2	0.2		0.2		0.2	
資本合計	47.9	45.6	5	46.9	2	45.9	4

発行済普通株式（自己株式を除く）（百万株）	58,799	59,196	(1)	59,938	(2)	60,491	(3)
-----------------------	--------	--------	-----	--------	-----	--------	-----

- 1 基礎的数値ベース^Aの英国自動車金融残高は、ファイナンス・リースのグロスアップを除外している。アニュアル・レポートの第308頁を参照のこと。
- 2 基礎的貸付金その他の債権において、従前リテール部門その他に含めて表示されていたリテール部門ヨーロッパは、別途表示されている。比較数値は同一基準で表示されている。リテール部門その他は、主にウェルス業務を含む。
- 3 中央項目には、中央の公正価値ヘッジ会計の調整が含まれる。

当グループの業績の概要

法定ベースの業績

損益計算書

当グループの2025年における税引前法定利益は6,661百万ポンドであり、2024年比で12%増加した。これは、収益合計の増加を含むものであったが、営業費用の増加および減損費用の増加により一部相殺された。税引後利益は4,757百万ポンドであり、1株当たり利益は7.0ペンスであった（2024年：それぞれ4,477百万ポンドおよび6.3ペンス）。

2025年の収益合計は19,422百万ポンドであり、前年比で8%増加した（2024年：18,003百万ポンド）。受取利息純額は13,230百万ポンドであり、前年比で8%増加した（2024年：12,277百万ポンド）。これは利付資産平均残高の増加およびマージンの上昇に牽引されたものであり、フランチャイズ主導の取引量の増加ならびに適格残高がより高い金利環境で再投資されたことによる構造的ヘッジ収益の増加の恩恵を受けたが、住宅ローンおよび預金の逆風の継続により一部相殺された。

その他の収益は8%増加して6,192百万ポンドとなり（2024年：5,726百万ポンド）、その他の営業収益の増加および保険サービス業績の改善が、トレーディング収益純額の減少により一部相殺された。その他の営業収益は、22%増加して2,367百万ポンドとなり（2024年：1,934百万ポンド）、これはリテール部門における英国自動車金融の保有車両台数の増加および車両レンタル平均価格の上昇によるものであった。保険サービス業績は56%増加して756百万ポンドとなり（2024年：486百万ポンド）、これは職域年金事業における収益の増加、保険金控除後の損害保険収益の増加および第4四半期におけるシュローダーズ・パーソナル・ウェルスの完全買収の恩恵を受けたことによる。これに加え、上半期における当グループのバルク・アニュイティ・ポートフォリオ（年金業務一括引受事業）のロスシー・ライフ・ピーエルシーへの売却益も計上された。トレーディング収益純額は主に市場の変動を要因に、1,485百万ポンドに減少（2024年：1,812百万ポンド）したが、ロイズ・リビングからの堅調な収益増加により一部相殺された。

営業費用合計11,966百万ポンド（2024年：11,601百万ポンド）には、自動車ローン手数料案件の処理に関するより多額の是正費用が含まれていた。是正費用を除くと、戦略的投資（計画された割増退職金を含む）、事業拡大コスト（シュローダーズ・パーソナル・ウェルスの完全買収を含む）およびインフレ圧力の影響は、投資によるコスト削減および継続的な通常業務のコスト規律維持により一部緩和された。営業費用にはオペレーティング・リース減価償却費が含まれており、これは保有車両台数の増加、より高価な車両の減価償却および中古電気自動車の価格下落により増加したが、リース延長、中古車リースおよびリマーケティング契約により一部緩和された。

2025年に当グループが認識した是正費用は968百万ポンド（2024年：899百万ポンド）であり、これには第3四半期に計上された自動車ローン手数料案件の処理の潜在的影響に関する800百万ポンドが含まれ、自動車金融に関して認識された引当金合計は1,950百万ポンドとなった。

2025年の減損費用は795百万ポンドであり、当グループの経済見通しの改善による大幅な戻入の恩恵があった2024年の431百万ポンドから増加した。リテール部門においては、2025年の費用は堅調な業績ならびにキャリアレーション、モデル精緻化の恩恵および債権売却による恩恵の双方を反映した。コマーシャル・バンキング部門においては、少数の個別案件に起因する上半期の費用増加は、堅調な信用バ

パフォーマンスおよび年間を通じた金利低下を反映したステージ1およびステージ2のモデル・キャリブレーションによる戻入によって、それを超えて相殺された。

当グループは2025年に1,904百万ポンドの税金費用を認識した(2024年:1,494百万ポンド)。

貸借対照表

2025年12月31日現在、資産合計は944,072百万ポンドであり、前年比で37,375百万ポンド増加した(2024年12月31日現在:906,697百万ポンド)。償却原価で測定される金融資産は553,672百万ポンドであり、前年比で21,895百万ポンド増加し(2024年12月31日現在:531,777百万ポンド)、顧客に対する貸付金その他の債権の増加に支えられたものである。これには英国住宅ローンの10,806百万ポンドの増加に加え、英国リテール部門無担保ローン、クレジットカード、英国自動車金融および欧州リテール事業の全体で合計7,307百万ポンドの増加が含まれる。コマーシャル・バンキング部門では貸付残高が2,707百万ポンド増加し、証券化商品を含む機関向け残高の増加および法人インフラ向けの成長がみられたが、政府支援貸付の返済により一部相殺された。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は240,413百万ポンドであり、年間で24,488百万ポンド増加した。これは、保険・投資契約負債の裏付資産として保有する投資の市場利益による保険事業の保有資産の増加および銀行事業におけるリバース・レポ契約の増加によるものであった。

デリバティブ金融資産は年度中の市場変動を背景に、19,727百万ポンドとなり、前年比で4,338百万ポンド減少した(2024年12月31日現在:24,065百万ポンド)。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産は36,320百万ポンドであり、流動性資産の保有の増加を反映して年間で5,630百万ポンド増加した。現金および中央銀行預け金は、流動性資産の保有構成の変更を反映し、6,044百万ポンド減少して56,661百万ポンドとなった(2024年12月31日現在:62,705百万ポンド)。その他の資産は4,256百万ポンド減少し、主に第2四半期における当グループのバルク・アニュイティ事業の処分を反映したが、英国自動車金融における保有車両台数の増加、より高価な車両に伴うオペレーティング・リース資産の増加ならびにロイズ・リビングにおける事業拡大に伴う投資不動産の増加により一部相殺された。

負債合計は896,205百万ポンドであり、年間で35,396百万ポンド増加した(2024年12月31日現在:860,809百万ポンド)。顧客預金は496,457百万ポンドであり、年間で13,712百万ポンド増加した。リテール部門預金は年間で5,442百万ポンド増加し、これには、特にISA(個人貯蓄口座)残高の増加を通じた、引出制限付預金および定期預金への純流入によるリテール部門貯蓄預金の増加や、欧州リテール残高の増加が含まれていた。これに加え、当座預金残高も堅調であった。コマーシャル・バンキング部門の預金は8,418百万ポンド増加し、これはターゲットとする分野の成長によるものであった。償却原価で測定されるレポ契約は810百万ポンド増加して38,570百万ポンドとなり(2024年12月31日現在:37,760百万ポンド)、イングランド銀行の中小企業向け追加インセンティブ付きターム・ファンディング・スキーム(TFSME)からの借入れの13十億ポンドの返済の後、これを上回るレポ契約の増加によるものであった。

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債は、2025年12月31日現在27,909百万ポンドで安定的に推移し、デリバティブ金融負債は市場変動の結果、5,544百万ポンド減少して16,132百万ポンドとなった。保険・投資契約から生じる負債は保険契約者の投資の増加を反映して23,632百万ポンド増加した。その他の負債は4,375百万ポンド減少して26,269百万ポンドとなり、当グループのバルク・アニュイティ事業の処分の影響を含むが、主に自動車ローン手数料案件の処理に関する引当金の積増しによる引当金の増加により一部相殺された。償却原価で測定される発行負債証券は、当年度の新規発行により7,437百万ポンド増加して78,271百万ポンドとなった一方、劣後債務は9,894百万ポンドで安定的に推移した。

2025年12月31日現在の資本合計47,867百万ポンドは、2024年12月31日現在の45,888百万ポンドから1,979百万ポンド増加した。当期純利益、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の解消ならびに2025年2月および2025年11月のAT1資本証券の発行が、普通株式買戻制度の影響、2025年5月および2025年9月に支払われた配当金の影響、2025年6月および2025年9月のAT1資本証券の償還の影響ならびに年金剰余金の減少により一部相殺された。

基礎的数値ベースの業績^A

2025年の当グループの基礎的利益は、6,777百万ポンドであり、前年比で7%増加した（2024年：6,343百万ポンド）。基礎的受取利息純額の増加および基礎的その他の収益の増加は、営業費用の増加および2024年の経済見通しの改善による大幅な戻入を背景とした基礎的減損費用の増加により一部相殺された。

純収益^A

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2025年	2024年	増減(%)
基礎的受取利息純額	13,635	12,845	6
基礎的その他の収益	6,120	5,597	9
オペレーティング・リース減価償却費 ¹	(1,454)	(1,325)	(10)
純収益^A	18,301	17,117	7
銀行業務の純利息マージン ^A	3.06%	2.95%	11bp
利付銀行業務資産平均残高 ^A （十億ポンド）	462.9	451.2	3

1 オペレーティング・リース資産の売却損10百万ポンド（2024年：売却益59百万ポンド）を除く。

純収益は18,301百万ポンドであり、基礎的受取利息純額の増加および基礎的その他の収益の増加により2024年比で7%増加したが、オペレーティング・リース減価償却費の増加により一部相殺された。

純収益のうち、基礎的受取利息純額は13,635百万ポンドであり、前年比で6%増加した（2024年：12,845百万ポンド）。これは、銀行業務の純利息マージンが3.06%（2024年：2.95%）であったことに支えられたものであった。純利息マージンは、フランチャイズ主導の取引量の増加ならびに適格残高がより高い金利環境で再投資されたことによる構造的ヘッジ収益の増加の恩恵を受けたが、住宅ローンおよび預金の逆風の継続により一部相殺された。2025年の利付銀行業務資産平均残高は462.9十億ポンド（2024年：451.2十億ポンド）であり、主に英国住宅ローン、クレジットカード、英国リテール部門の無担保ローンおよび欧州リテール業務に牽引された堅調な顧客主導の増加を反映している。コマーシャル・バンキング部門では、ビジネス・アンド・コマーシャル・バンキングにおける政府支援融資の返済の継続および銀行向け融資の減少が、政府支援の無い融資の増加を相殺したことにより、利付銀行業務資産平均残高が減少した。2025年の基礎的受取利息純額には、当グループのその他の営業収益をもたらす活動の成長およびこれらの活動のより高い金利での借換えの結果として増加した、銀行業務以外で発生した純支払利息515百万ポンド（2024年：469百万ポンド）も含まれていた。

当グループは、金利変動が収益および資本に対して及ぼすリスクを、金利変動に対して安定的か、あるいは感応度がより低い純負債のヘッジ取引をすることにより管理している。2025年12月31日現在、英国ポンド建て構造的ヘッジの想定元本残高は244十億ポンド（2024年12月31日現在：242十億ポンド）であり、ヘッジ取引の加重平均期間は約3.75年（2024年12月31日現在：約3.5年）であった。当グループは、2025年に英国ポンド建て構造的ヘッジ残高から5.5十億ポンドの総収益を計上し、前年比で1.3十億ポンド増加となった（2024年：4.2十億ポンド）。

2025年の基礎的その他の収益は6,120百万ポンドであり、顧客活動の活発化および戦略的イニシアティブへの投資による恩恵に牽引され、前年比で9%増加した（2024年：5,597百万ポンド）。これには、リテール部門における12%の増加が含まれ、英国自動車金融における保有車両台数の増加および平均車両レンタル価格の上昇、ならびに当座預金およびクレジットカードからの収益の堅調さにより牽引された。コマーシャル・バンキング部門はトランザクション・バンキングおよびマーケットの収益の増加により1%増加したが、2024年に臨時的利益の恩恵を受けていたローン・マーケット業務の減少により一

部相殺された。保険・年金・投資部門の基礎的その他の収益は、職域年金事業の業績向上、保険金控除後の損害保険収益の増加および第4四半期におけるシュロダーズ・パーソナル・ウェルスの完全買収により11%増加した。株式投資および中央項目は、ロイズ・リビングの堅調な事業成長の恩恵を受けた。

2025年のオペレーティング・リース減価償却費は1,454百万ポンドであり、保有車両台数の増加、より高価な車両の減価償却および中古電気自動車の価格下落により前年比で10%増加した（2024年：1,325百万ポンド）が、リスク軽減策により一部相殺された。2025年第3四半期との比較では、オペレーティング・リース減価償却費は4%増加しており、保有車両台数の継続的な増加および年末の評価額に沿ったものであった。当グループは、リース延長、中古車リース、リマーケティング契約および残存価値保険を含む、多数の市場および顧客へのイニシアティブを通じて、パフォーマンスの改善およびボラティリティの低減の双方を図り、中古車価格変動リスクの軽減に引き続き取り組んでいる。

費用合計^A

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2025年	2024年	増減(%)
営業費用 ^A	9,761	9,442	(3)
是正費用	968	899	(8)
費用合計^A	10,729	10,341	(4)
収益費用比率 ^A	58.6%	60.4%	(1.8)pp

営業費用9,761百万ポンドは、戦略的投資（退職関連費用の増加を含む。）、事業拡大コスト（シュロダーズ・パーソナル・ウェルスの完全買収を含む。）およびインフレ圧力の影響を反映し、2025年に3%増加した。これらの要因は、投資によるコスト削減および継続的な通常業務のコスト規律維持により一部軽減された。

2025年に当グループが認識した是正費用は968百万ポンド（2024年：899百万ポンド）であり、これには第3四半期に計上された自動車ローン手数料案件の処理の潜在的影響に関する800百万ポンドが含まれ、自動車金融に関して認識された引当金合計は1,950百万ポンドとなった。FCA（英国金融行為規制機構）は2025年10月にコンサルテーション・ペーパーCP25/27を公表し、不公正な顧客関係を是正するためのスキームに関する詳細な提案を示した。これには、従前のシナリオに基づく引当金において想定されていたよりも高い補償水準の是正方法が含まれていた。当グループは、提案されたスキームの多くの側面について、提案された是正方法が顧客の損失を反映していないことを含め、FCAに対して意見表明を行った。

是正費用を含む費用合計10,729百万ポンドは前年比で4%増加し、純収益は7%増加した。収益費用比率は58.6%（2024年：60.4%）であり、是正費用を除く収益費用比率は53.3%であった。

基礎的減損^A

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2025年	2024年	増減(%)
複数経済シナリオ更新前の費用（戻入） ¹			
リテール部門	734	789	7

コマーシャル・バンキング部門	(14)	48	
その他	1	(10)	
	721	827	13
更新された経済見通し			
リテール部門	-	(332)	
コマーシャル・バンキング部門	74	(62)	
	74	(394)	
基礎的減損費用^A	795	433	(84)
アセット・クオリティ・レシオ^A	0.17%	0.10%	7bp

1 各四半期の経済見通しの更新（複数経済シナリオ（MES））の影響を除外した減損費用。

基礎的減損費用は795百万ポンド（2024年：433百万ポンド）であり、アセット・クオリティ・レシオは17ベース・ポイントとなった。減損費用の増加には、複数経済シナリオ（以下「MES」という。）の更新による74百万ポンドの純費用が含まれている。これに比較して、2024年は経済見通しの改善、特に住宅価格の上昇の恩恵を受け、MESによる戻入は394百万ポンドであった。

2025年のMES更新前の費用721百万ポンドは、アセット・クオリティ・レシオでは15ベース・ポイントに相当する。これは、ポートフォリオ全体で延滞が低水準かつ安定的に推移する等の堅調な信用リスクパフォーマンスに加え、主にモデルの精緻化およびキャリブレーションによる一時的な効果により、前年比で減少した。リテール部門においては、2025年の減損費用は堅調な業績とともにキャリブレーションやモデル精緻化の恩恵および債権売却による恩恵の双方を反映した。コマーシャル・バンキング部門においては、少数の個別案件に起因する上半期の費用増加が、堅調な信用パフォーマンスおよび年間を通じた金利低下を反映したステージ1およびステージ2のモデル・キャリブレーションによる戻入を上回った。

モデルおよび債権売却による恩恵を除くアセット・クオリティ・レシオは通年で25ベース・ポイントに近い水準になると見込まれている。

再編費用、ボラティリティおよびその他の項目

ボラティリティおよびその他の項目は、市場およびその他のボラティリティ、購入した無形資産の償却ならびに公正価値調整額の解消で構成される。

再編費用

2025年の再編費用は46百万ポンド（2024年：40百万ポンド）であった。

市場およびその他のボラティリティ

市場およびその他のボラティリティは72百万ポンドの純利益（2024年：144百万ポンドの純損失）となり、これは上半期における当グループのバルク・アニユイティ・ポートフォリオのロスシー・ライフ・ピーエルシーへの売却益および第4四半期におけるシュローダーズ・パーソナル・ウェルスの完全買収に伴う利益によるものであったが、主に保険関連のマイナスの市場ボラティリティにより一部相殺された。

購入した無形資産の償却

当グループは、無形資産の償却として86百万ポンド（2024年：81百万ポンド）の費用を計上した。

公正価値調整額の解消

業績には、過去の買収から生じた公正価値調整額の影響が含まれている。2025年において、公正価値調整額の解消の主な財務上の影響は、取得時の帳簿価額と異なる価額で取得した負債について、取得日時点で適用される実効金利を反映したことである。当グループは、公正価値調整額の解消に関して56百万ポンド（2024年：107百万ポンド）の費用を計上したが、その減少はHBOS買収の一部として公正価値で評価された債務商品の満期到来によるものである。

法定ベースの業績から基礎的業績への調整に関する詳細な情報は、アニュアル・レポートの第308頁に記載されている。

有形自己資本利益率^Aおよび1株当たり有形純資産^A

当年度の有形自己資本利益率は12.9%、自動車ローン手数料案件の処理に関する第3四半期の費用を除くと14.8%（2024年：12.3%）であった。

2025年12月31日現在の1株当たり有形純資産は57.0ペンスであり、年間で4.6ペンス上昇した（2024年12月31日現在：52.4ペンス）。2025年の増加は、帰属利益、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の解消および2025年2月に発表された普通株式買戻制度による発行済株式数の減少によるものであった。これは、資本分配、年金剰余金の減少およびシュロダーズ・パーソナル・ウェルスの完全買収に伴う無形資産の増加により一部相殺された。

税金

当グループは2025年に1,904百万ポンドの税金費用を認識し（2024年：1,494百万ポンド）、実効税率は28.6%であった。自動車金融の是正費用を除くと、税率は27.2%であった。当グループは、銀行サーチャージ税率3%および法人税率25%に基づき、中期的な実効税率を約27%と見込んでいる。税金費用と当グループの当期会計上の利益との関係の説明は、アニュアル・レポートの第252頁の連結財務諸表に対する注記15に記載されている。

貸借対照表

当グループは年間を通じて堅調な顧客向け貸付の成長を示し、顧客に対する基礎的貸付金その他の債権は22.0十億ポンド（あるいは5%）増加して481.1十億ポンドとなった。これには、英国住宅ローンの10.8十億ポンドの増加が含まれ、英国リテール部門無担保ローン、クレジットカード、英国自動車金融および欧州リテール事業の全体で合計7.7十億ポンドの増加を伴った。コマーシャル・バンキング部門では貸付残高が2.7十億ポンド増加し、証券化商品を含む機関向け残高の増加および法人インフラ向けの成長がみられたが、ビジネス・アンド・コマーシャル・バンキングにおける政府支援融資の1.4十億ポンドの返済により一部相殺された。

顧客預金は年間で13.8十億ポンド、あるいは3%と大幅に増加し、496.5十億ポンドとなった。リテール部門預金は年間で5.5十億ポンド増加し、特にISA（個人貯蓄口座）残高の増加を通じた引出制限付預金および定期預金の純流入の結果として、リテール部門貯蓄預金の4.0十億ポンドの増加や、欧州リテール残高の増加が含まれていた。これに加え、当座預金残高も堅調であった。コマーシャル・バンキング部門預金はターゲットとする分野の成長により、年間で8.5十億ポンド増加した（2024年12月31日現在：162.6十億ポンド）。

当グループは、2025年に保険・年金・投資部門のオープン・ブック管理資産（AuA）において7.9十億ポンドの純新規資金の流入がみられた。オープン・ブックAuAは合計で2025年12月31日現在232十億ポンドとなった。これには、0.5十億ポンドの純新規資金およびシュロダーズ・パーソナル・ウェルスの完全買収に関連する18十億ポンドのAuAが含まれていた。

当グループは、主に現金および国債で保有される大規模で高品質な流動資産ポートフォリオを有しており、全資産について金利リスクのヘッジを行っている。当グループの流動資産は引き続き規制上の要件および内部リスク許容度を大幅に上回っており、2025年12月31日現在の流動性力バレッジ比率は145%（2024年12月31日現在：146%）と強固かつ安定的であり、安定調達比率は124%（2024年12月31日現

在：129%）であった。預貸率97%は2024年12月31日現在と比べ若干上昇したものの、融資拡大の十分な余力を有する堅固な資金調達および流動性ポジションを引き続き反映している。ホールセール・ファンディングは99.4十億ポンドに増加し（2024年：92.5十億ポンド）、イングランド銀行の中小企業向け追加インセンティブ付きターム・ファンディング・スキーム（TFSME）からの借入れ13.1十億ポンドの返済に伴い、マネー・マーケット資金調達が正常化した水準に回復した。

基礎的予想信用損失（以下「ECL」という。）引当金は、2025年12月31日現在3.4十億ポンドに減少した（2024年12月31日現在：3.7十億ポンド）。ベース・ケースから確率加重ECLへの上方調整額は0.4十億ポンド（2024年12月31日現在：0.4十億ポンド）であった。ECL引当金には、ECLを242百万ポンド増加させた、判断による調整が含まれている（2024年12月31日現在：ECLを15百万ポンド減少）。2024年との比較における増加は、主にリテール部門の無担保ローンおよびコマースナル・バンキング部門の双方においてデフォルト時損失率の調整のために従前保有していたマイナスのECL調整の解消によるものであり、それぞれのモデルの改善により調整の必要性がなくなった。ECL引当金には引き続き、広範なマクロ経済モデル変数に反映されていない様々な企業セクターにわたる特定の要因に対する世界的な関税および地政学的混乱リスクに関連して、上半期に計上された50百万ポンドの判断による調整が含まれている。

資本

資本創出

（単位：bp、別途記載のある場合を除く）

2024年12月31日現在のプロフォーマCET 1 比率 ^{A, 1}	13.5%
銀行業務収益 ²	228
保険事業からの配当金	9
リスク加重資産	(54)
その他の変動 ³	14
リテール部門における担保付CRD 増加 ⁴	(19)
自動車ローン手数料案件の処理に関する引当金を除く資本創出	178
自動車ローン手数料案件の処理に関する引当金	(31)
資本創出	147
普通株式配当	(97)
自社株買戻増加分	(79)
2025年12月31日現在のプロフォーマCET 1 比率 ^{A, 1}	13.2%

1 2025年12月31日現在および2024年12月31日現在のプロフォーマCET 1 比率は、それぞれ2025年度および2024年度の自社株買戻の全影響を反映している。また、2024年12月31日現在のプロフォーマCET 1 比率は、2025年2月に保険事業から受領した通常配当金も反映している。2025年12月31日現在のCET 1 比率およびプロフォーマCET 1 比率はいずれも、2025年12月に保険事業から受領した通常配当金を反映しており、従前は翌年2月に受領していたものである。

2 減損費用および規制上の予想損失超過額を含むが、自動車ローン手数料案件の処理に係る費用は除く。

3 株式に基づく支払いおよび市場ボラティリティを含む。

4 リテール部門における担保付CRD の増加には、リスク加重資産の追加および関連する規制上の予想損失超過額が含まれる。

2025年12月31日現在の当グループのプロフォーマCET 1 資本比率は、13.2%（2024年12月31日現在：13.5%（プロフォーマ・ベース））であった。年間の資本創出は147ベース・ポイントであり、更新されたガイダンスに沿ったものであった。第3四半期の自動車ローン手数料案件の処理に関する引当金の計上を除くと、資本創出は178ベース・ポイントであった。

資本創出は、堅調な銀行業務収益および2025年7月と12月に保険事業から受領した配当金200百万ポンドを反映しているが、リスク加重資産の増加および自動車金融に関する費用により一部相殺された。当年度の規制による悪影響19ベース・ポイントは、リテール部門における担保付貸付のCRD モデルの結

果に対する引上げを反映している。2025年9月に支払われた普通株式中間配当金および提案される普通株式期末配当金の引当額の影響は97ベース・ポイントに相当し、さらに79ベース・ポイントが最大1.75十億ポンドの普通株式買戻制度の引当額に充当された。

発表済みの普通株式買戻制度の全額の影響を除くと、2025年12月31日現在の当グループのCET 1 資本比率は14.0%（2024年12月31日現在：14.2%）であった。

リスク加重資産は、10.9十億ポンド増加し、2025年12月31日現在で235.5十億ポンド（2024年12月31日現在：224.6十億ポンド）であった。かかる増加は、堅調な顧客向け貸付の増加、リテール部門における担保付CRD の増加およびその他の変動の影響を反映しているが、継続的な最適化活動により一部相殺された。

英国健全性監督機構（PRA）は、第3四半期中に当グループのピラー（Pillar）2 A CET 1 資本要件の更新を行い、当該要件はリスク加重資産の約1.4%へと僅かに引き下げられた（従前の要件：リスク加重資産の約1.5%）。当グループの規制上のCET 1 資本要件の合計は、依然としてリスク加重資産の約12%である。取締役会の見解では、事業を成長させ、現在および将来の規制要件を満たし、経済上および事業上の不確実性を補完するために必要な現行のCET 1 資本のレベルは、引き続き約13.0%である。これには、経営上のバッファが約1%含まれている。

年金

主要な確定給付年金制度の2022年12月31日時点での3年ごとの評価は、2023年に完了した。2023年に拠出が行われた後、当該3年間の期間（2025年12月31日まで）において、さらなる年金積立不足分の拠出は行われていない。将来の拠出は、2026年度中に完了する見込みの2025年12月31日時点の3年ごとの評価を条件とする。

その他の財務情報

保険・年金・投資部門の業績の概要^A

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2025年	2024年	増減 (%)
生命保険および年金の販売（新規契約保険料の現在価値） ^{A, 1}	21,047	18,249	15
当期に認識された保険契約および参加型投資契約の新規事業価値 ^{A, 2}			
うち、契約上のサービス・マージンおよびリスク調整の繰延	93	126	(26)
うち、当初認識時に認識された損失	(13)	(15)	13
	80	111	(28)
管理資産（資金流入純額） ^{A, 3} （十億ポンド）	7.9	5.7	39
引受損害保険新規総収入保険料 ^A	175	197	(11)
引受損害保険総収入保険料合計 ^A	762	737	3
損害保険コンバインド・レシオ ^A	89%	97%	(8)pp

（単位：十億ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2025年	2024年	増減 (%)
	12月31日	12月31日	
	現在	現在	
保険ソルベンシー 比率 (配当前) ⁴	144%	158%	(14)pp
顧客管理資産合計 ^{A, 3}	279.6	247.1	13

- 1 新規契約保険料の現在価値は、新規制度の導入時期により変動することがある。
- 2 新規事業価値とは、獲得費用および (損益計算書において直接認識される) 不利な契約の損失要素を控除後の、新規契約の当初認識時における契約上のサービス・マージンおよびリスク調整に付加される価値をいうが、既存事業の増加分は含まれない。
- 3 事業活動による資産の流入および流出の変動 (市場の変動を除く。)。2025年第4四半期におけるシュローダーズ・パーソナル・ウェルスの完全買収により、本表示にはウェルスAuA (従前はリテール部門内で報告。)が含まれている。2025年の顧客管理資産合計および資金流出純額には、それぞれ18十億ポンドおよび0.5十億ポンドが含まれており、比較期間は同一基準で表示されている。2024年のウェルスAuAを除く顧客管理資産総額は231.9十億ポンドであり、資金流出純額は5.3十億ポンドであった。
- 4 相当する規制上の見積り比率 (計算には、利益配当基金に保持されている資本と、該当する場合は配当支払後の財務状態が考慮されている。)は140% (2024年12月31日現在: 2025年2月の配当支払後、148%)であった。

純収益の内訳^A

(単位: 百万ポンド)

	2025年			2024年		
	繰延利益 の解放 ¹	当期その 他の利益	合計	繰延利益 の解放 ¹	当期その他 の利益	合計
生命保険 (年金、個人年金、 ウェルスおよび保障業務)	346	455	801	350	318	668
非生命保険 (損害保険)	-	277	277	-	229	229
その他の項目 ²	67	135	202	69	190	259
純収益^A	413	867	1,280	419	737	1,156

- 1 繰延利益の解放合計は、貸借対照表上の保有残高からの契約上のサービス・マージン (CSM) およびリスク調整の解放により構成されている。CSMは保険契約サービスが提供されるに応じて解放される。リスク調整は、負債計算における不確実性が減少するに応じて解放される。数値は、再保険控除後のものである。
- 2 その他の項目とは、長期既存事業からの収益、株主資産に対する利益率および劣後債務に対する利息で構成される。

繰延利益の変動¹ (契約上のサービス・マージン (CSM) およびリスク調整)

(単位: 百万ポンド)

	その他の			合計 ¹
	生命保険	商品 ²	バルク年金 ³	
2025年1月1日現在の繰延利益	4,216	686	118	5,020
当期新規契約	93	-	-	93
損益計算書への解放	(346)	(67)	-	(413)
その他の変動	486	157	(118)	525
2025年12月31日現在の繰延利益	4,449	776	-	5,225
2024年1月1日現在の繰延利益	4,025	702	578	5,305
当期新規契約	126	-	-	126
損益計算書への解放	(350)	(69)	-	(419)
その他の変動	415	53	(460)	8

2024年12月31日現在の繰延利益	4,216	686	118	5,020
--------------------	-------	-----	-----	-------

- 繰延利益合計は、CSMおよびリスク調整により構成され、いずれも貸借対照表に計上されている。CSMは、保険契約サービスが提供されるに応じて解放される。リスク調整は、負債計算における不確実性が減少するに応じて解放される。数値は、再保険控除後のものである。
- その他の商品には、長期既存事業および欧州事業が含まれる。
- バルク年金の2024年の数値は、ロスシー・ライフ・ピーエルシーへの既存バルク・アニュイティ・ポートフォリオの合意済み売却の一環として締結した再保険契約を反映しており、再保険契約の影響はその他の変動に含まれている。本売却はその後完了した。

保険業務から生じるボラティリティ

(単位：百万ポンド)

	2025年	2024年
保険のボラティリティ	36	(56)
保険契約者利益のボラティリティ	256	162
ボラティリティ合計	292	106
保険ヘッジの取決め	(537)	(442)
合計¹	(245)	(336)

- 保険のボラティリティ合計は、当グループの基礎的数値ベースの損益計算書の市場およびその他のボラティリティに含まれており、2025年には合計で72百万ポンドの利益を生じた(2024年：144百万ポンドの損失)。アニュアル・レポートの第308頁を参照のこと。

基礎的業績から保険のボラティリティを除外することに関連する最も重要な制約は、保険のボラティリティの算出に当たり、株式およびその他の投資の正常化されたリターンについて前提を設ける必要があることである。経営陣は、保険のボラティリティの算出に使用される正常化されたリターンの算出に用いられる前提を注意深く監視することにより、かかる制約を補っている。

保険のボラティリティは(市場およびその他のボラティリティを通じて)税引前法定利益に影響を及ぼすが、期待リターンに基づく基礎的利益には影響を及ぼさない。実際のリターンが期待リターンと異なる場合の影響は、保険のボラティリティに含まれる。これは、それらの価値の変動が当グループの収益性に大きな影響を及ぼし得るためである。経営陣は、期待リターンに基づいて業績を開示することが適切であると考えている。

当グループは、保険・年金・投資部門において、株式、金利、外国為替レートおよびインフレの変動に対する保険事業のエクスポージャーを管理している。当グループは、ソルベンシー資本への影響と収益のボラティリティの双方を管理することの重要性のバランスをとることによりこれを行っており、これらの要因は保険事業がロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシーに支払い得る配当金に影響を及ぼし得るためである。このアプローチは、税引前法定利益にボラティリティをもたらし得る。保険のボラティリティ合計は245百万ポンドの損失となり(2024年：336百万ポンドの損失)、金利および株式市場の上昇ならびにインフレの低下に起因するものであった。

セグメント分析 - 基礎的数値ベース^A

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	リテール部門	コマーシャル・バンキング部門	保険・年金・投資部門	株式投資および中央項目	グループ
2025年					
基礎的受取利息純額	9,637	3,670	(151)	479	13,635
基礎的その他の収益	2,636	1,825	1,431	228	6,120

オペレーティング・リース減価償却費	(1,445)	(9)	-	-	(1,454)
純収益	10,828	5,486	1,280	707	18,301
営業費用	(5,807)	(2,853)	(933)	(168)	(9,761)
是正費用	(931)	(27)	(15)	5	(968)
費用合計	(6,738)	(2,880)	(948)	(163)	(10,729)
減損前基礎的利益	4,090	2,606	332	544	7,572
基礎的減損（費用）戻入	(734)	(60)	(2)	1	(795)
基礎的利益	3,356	2,546	330	545	6,777
銀行業務の純利息マージン ^A	2.65%	4.93%			3.06%
利付銀行業務資産平均残高 ^A （十億ポンド）	384.6	78.3	-	-	462.9
アセット・クオリティ・レシオ ^A	0.19%	0.07%			0.17%
顧客に対する基礎的貸付金その他の債権 ^{A, 1} （十億ポンド）	390.3	90.3	-	0.5	481.1
顧客預金（十億ポンド）	325.2	171.1	-	0.2	496.5
リスク加重資産（十億ポンド）	130.4	78.5	0.5	26.1	235.5

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

	リテール 部門	コマー シャル・ バンキン グ部門	保険・年 金・投資 部門	株式投 資およ び中央 項目	グループ
2024年					
基礎的受取利息純額	8,930	3,434	(136)	617	12,845
基礎的その他の収益 ²	2,354	1,815	1,292	136	5,597
オペレーティング・リース減価償却費	(1,319)	(6)	-	-	(1,325)
純収益	9,965	5,243	1,156	753	17,117
営業費用 ²	(5,566)	(2,752)	(924)	(200)	(9,442)
是正費用	(750)	(104)	(19)	(26)	(899)
費用合計	(6,316)	(2,856)	(943)	(226)	(10,341)
減損前基礎的利益（損失）	3,649	2,387	213	527	6,776
基礎的減損（費用）戻入	(457)	14	7	3	(433)
基礎的利益	3,192	2,401	220	530	6,343
銀行業務の純利息マージン ^A	2.54%	4.51%			2.95%
利付銀行業務資産平均残高 ^A （十億ポンド）	370.1	81.1	-	-	451.2
アセット・クオリティ・レシオ ^A	0.12%	0.00%			0.10%
顧客に対する基礎的貸付金その他の債権 ^{A, 1} （十億ポンド）	371.5	87.6	-	-	459.1

顧客預金（十億ポンド）	319.7	162.6	-	0.4	482.7
リスク加重資産（十億ポンド）	125.1	73.8	0.4	25.3	224.6

- 1 株式投資および中央項目には、中央公正価値ヘッジ会計調整が含まれている。
- 2 2025年に、当グループは部門別の変動報酬関連費用に係る取扱いを変更した。従来は部門別営業費用に含まれていたが、現在は部門別の基礎的その他の収益に含まれている。比較数値は同一基準で表示されており、セグメント別の損益に対する純影響はない。当グループの合計比較数値に変更はない。
- 3 2025年に、当グループは資本移転価格設定手法を変更した。比較対象のセグメント別銀行業務の純利息マージンは、同一基準で表示されている。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。